

検査報告等に関する財務上の是正改善効果（29年試算）について

平成30年6月
会 計 検 査 院

平成30年6月

検査報告等に関する財務上の是正改善効果（29年試算）の公表について

会計検査院では、本院の活動を国民に分かりやすく説明する見地から、これまでの検査報告等において本院が指摘するなどした会計経理に関し、検査対象機関により1年間に行われた是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを、一定の前提及び把握方法に基づき、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として試算しています。

今般、29年試算を取りまとめましたので、公表いたします。

29年試算の是正改善効果は523件、1514億円となっています。

(問合せ先)

会計検査院 事務総長官房 上席企画調査官

TEL 03-3581-3251 (代表)

03-3581-8113 (直通)

< 目 次 >

| | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 会計検査活動により得られる効果 | 1 |
| 2 | 検査報告等に関する財務上の是正改善効果 | 2 |
| | (1) 考え方と把握対象 | 2 |
| | (2) 検査報告等との関係 | 3 |
| | (3) 把握方法 | 3 |
| 3 | 財務上の是正改善効果（29年試算）の試算結果 | 4 |
| 4 | 財務上の是正改善効果と検査報告における指摘金額等の関係 | 7 |
| 5 | 財務上の是正改善効果（29年試算）のうち1件10億円以上のものの概要 | 8 |
| 6 | 財務上の是正改善効果（29年試算）のうち1件10億円未満のものの概要 | 19 |
| 7 | よくある御質問 | 20 |

1 会計検査活動により得られる効果

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図ることとされています。

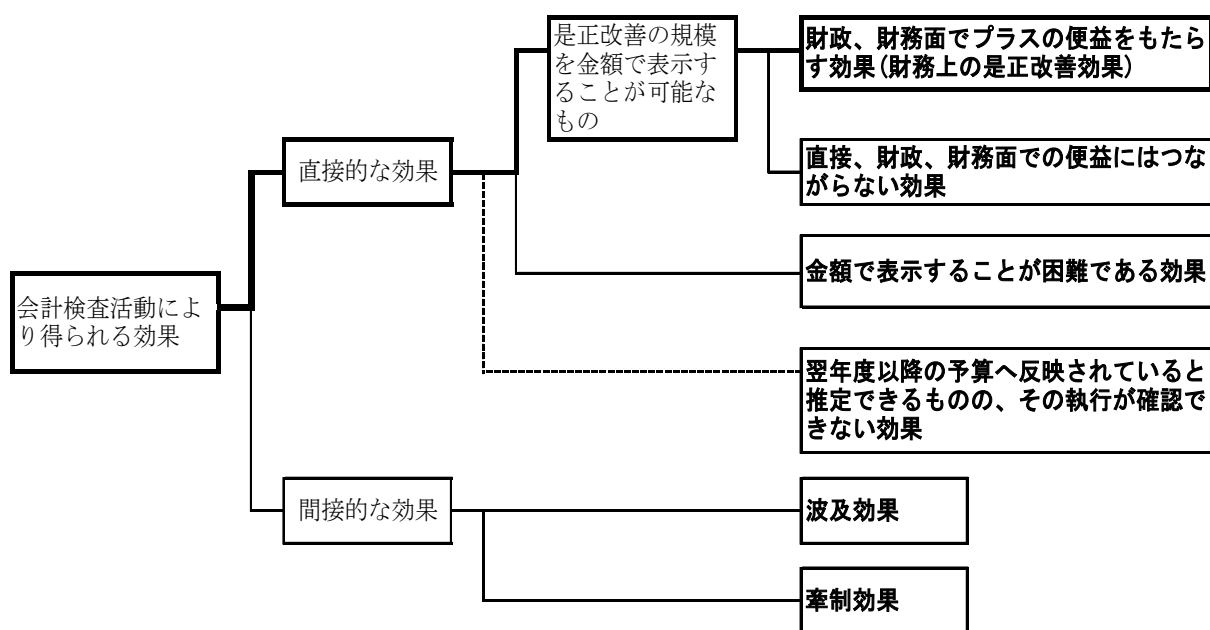
会計検査活動により得られる効果には様々なものがありますが、**直接的な効果**としては、以下のようなものがあります。

- ・ 検査報告掲記事項等に関する検査対象機関の是正改善のうち、損害額の回復、過大支出の未然防止等の効果（＝**財政、財務面でプラスの便益をもたらす効果（財務上の是正改善効果）**）
- ・ 検査報告掲記事項等に関する検査対象機関の是正改善ではあるものの、利用が低調な施設や制度の利用率の向上等事業効果の発現の改善、不適切な設計や施工による工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正、会計法令違反や特別会計財務書類に係る表示の誤りの是正等の効果（＝**直接、財政、財務面での便益にはつながらない効果**）
- ・ 検査の結果、検査対象機関において、会計事務の是正改善が行われたことによる事務の適正化、効率化や透明性の向上、内部統制が十分機能するための体制の整備等の効果（＝**金額で表示することが困難である効果**）
- ・ 検査の結果が、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されていると推定できるものの、その執行が確認できない効果

また、会計検査活動により得られる**間接的な効果**としては、以下のようなものがあります。

- ・ 各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果や、経理執行等に留意するため同様の事態の発生が未然に防止される効果（＝**波及効果**）
- ・ 毎年あるいは数年に一度行われる会計実地検査等そのものが検査対象機関にとって相当な牽制となり違法不当な会計経理が未然に防止される効果（＝**牽制効果**）

(参考図) 会計検査活動により得られる効果の概念図



2 検査報告等に関する財務上の是正改善効果

(1) 考え方と把握対象

会計検査院が検査報告、国会及び内閣に対する報告（随時報告）並びに国会からの検査要請事項に関する報告（国会要請事項の報告）の中で不適切、不合理等であるとした会計経理については、検査対象機関によりその是正が図られたり、改善の処置が講じられて同様の事態の再発防止等が図られたりといった是正改善が行われます。

これらの是正改善の中には、その規模を金額で表示することが可能なものと困難なものがあり、是正改善の規模を金額で表示することが可能なものの中には、損害額の回復、過大支出の未然防止等、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらすもの（財務上の是正改善効果）があります。

そこで、本院では、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として、これまでの検査報告等において本院が指摘するなどした会計経理に関し、検査対象機関により1年間に行われた是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、一定の前提及び把握方法に基づき試算しています。

具体的には、以下のような是正改善を財務上の是正改善効果の把握対象としています。

- ・ 公益法人等が保有する基金に係る余剰資金の国庫への返還
- ・ 独立行政法人等の不要財産の国庫納付
- ・ 利用されていない資産の売却
- ・ 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- ・ 過大となっていた補助金等の返還

(2) 検査報告等との関係

財務上の是正改善効果は、これまでの検査報告等において指摘するなどした不当事項、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項等に関し、検査対象機関により行われた是正改善のうち、財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善を捉えたもので、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等と相まって本院の検査活動によってもたらされたと認められるものを対象としています。

財務上の是正改善効果の把握においては、本院が不適切、不合理な事態として指摘した事項に関する是正改善のほかに、以下のものも対象としています。

- ・ 国会及び内閣に対する報告、国会からの検査要請事項に関する報告並びに特定検査対象に関する検査状況における本院の所見も踏まえるなどして、検査対象機関において所要の措置が執られ事態の改善が図られているもの
- ・ 本院の検査報告掲記事項等に係る検査対象機関が、当該事項等に係る部局等以外について同様の事態の有無を自ら調査し、是正したもの（自主調査分）

(3) 把握方法

財務上の是正改善効果は、例えば29年試算の場合、以下の①から③までのとおり、主に平成29検査年次（28年10月から29年9月まで）中の検査において確認した事実等に基づき、一定の前提及び把握方法により試算したものです。

① 29検査年次中に直ちに是正されるもの

検査対象機関において直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等については、直近の平成28年度決算検査報告（29年11月8日内閣に送付）に掲記された不当事項等に係る是正状況を確認し、財務上の是正改善効果に計上しています。

② 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が行われるまでに一定の時間を要するものなど

検査報告掲記事項のうち、法制度の変更を必要とするなど実際の是正改善が行われるまでに一定の時間を要するものなどについては、既往5か年度の検査報告（平成23年度決算検査報告から平成27年度決算検査報告まで）の掲記事項のうち、28年度中の是正改善（29年度当初予算に反映され、かつ、その全額が収納又は支出されたものも含む。）の状況を29検査年次中のフォローアップ検査等において確認し、財務上の是正改善効果に計上しています。

③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

処置済事項等の多くについては、改善の処置が執られる結果、以降は同様の事態の再発防止が図られます。本院の指摘がなければその後も同様の事態が同程度生じたであろうとの前提で、5か年度の検査報告（平成24年度決算検査報告から平成28年度決算検査報告まで）の掲記事項のうち、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認したものについては、最長5年間にわたり毎年同程度の効果が生じているものとして、財務上の是正改善効果に計上しています。

3 財務上の是正改善効果（29年試算）の試算結果

財務上の是正改善効果（29年試算）は、合計で523件、1514億円となり、これを把握方法別にみると表1のとおりです。

表1 財務上の是正改善効果の把握方法別内訳

| 把握方法 | 件数(件) | 金額(億円) |
|---|-------|--------|
| ① 29検査年次中に直ちに是正されるもの | 63 | 36 |
| ② 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が行われるまでに一定の時間を要するものなど | 304 | 1308 |
| ③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの | 164 | 169 |
| 合計 | 523 | 1514 |

注(1) 一つの掲記事項について2種類の把握方法に係る効果を計上しているものがあるため、把握方法ごとの件数を集計しても合計欄の件数とは一致しません。

注(2) 端数処理の関係で、把握方法ごとの金額を集計しても合計欄の金額とは一致しません。

29年試算における是正改善効果は、平成23年度決算検査報告から平成28年度決算検査報告までに掲記された事項を算定対象としており、25年試算以降の掲記区分別の内訳及び検査報告の掲記年度別の内訳を示すと、表2及び表3のとおりです。また、財務上の是正改善効果の発現時期を示すと表4のとおりです。

表2 財務上の是正改善効果の掲記区分別内訳

(単位：億円)

| 掲記区分 | 試算の年及び合計額 | | | | |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 | 29年試算 |
| | 3467 | 4102 | 2848 | 3039 | 1514 |
| 不当事項 | 77 | 87 | 73 | 141 | 67 |
| 意見表示・処置要求事項 | 2559 | 1877 | 1222 | 291 | 439 |
| 処置済事項 | 616 | 1724 | 399 | 124 | 168 |
| 特記事項 | - | - | - | - | - |
| 随時報告 | 4 | 413 | 1154 | 2482 | 838 |
| 国会要請事項の報告 | 208 | 0 | 0 | 0 | - |
| 特定検査状況 | 0 | - | - | - | - |

(注) 端数処理の関係で、掲記区分ごとの金額を集計しても合計額とは一致しません。

表3 財務上の是正改善効果の掲記年度別内訳

(単位：億円)

| 掲記年度 | 試算の年及び合計額 | | | | |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 | 29年試算 |
| | 3467 | 4102 | 2848 | 3039 | 1514 |
| 平成19年度 | 558 | - | - | - | - |
| 20年度 | 727 | 423 | - | - | - |
| 21年度 | 1062 | 988 | 411 | - | - |
| 22年度 | 452 | 236 | 456 | 649 | - |
| 23年度 | 111 | 297 | 92 | 75 | 224 |
| 24年度 | 553 | 560 | 1544 | 2030 | 989 |
| 25年度 | - | 1597 | 131 | 104 | 79 |
| 26年度 | - | - | 212 | 54 | 62 |
| 27年度 | - | - | - | 125 | 119 |
| 28年度 | - | - | - | - | 38 |

(注) 端数処理の関係で、掲記年度ごとの金額を集計しても合計額とは一致しません。

表4 財務上の是正改善効果の発現時期（29年試算）

□ …… 財務上の是正改善効果（29年試算）として把握している範囲

① 29検査年次中に直ちに是正されるもの

〔直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等について、直近の平成28年度決算検査報告に掲載された不当事項等に係る是正状況を確認したもの〕

| 検査報告 | 暦年 | | | | | | | | | | | | | | | | 財務上の是正改善効果 | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|-------|------------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|-------|
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 | 29年試算 | | | | | |
| 24年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 548 億円 | — | — | — | — |
| 25年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | 1589 億円 | — | — | — |
| 26年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | 200 億円 | — | — |
| 27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | — | 116 億円 | — |
| 28年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | — | — | 36 億円 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 548 億円 | 1589 億円 | 200 億円 | 116 億円 | 36 億円 |
| 検査年次 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | | | | | | | | | | | |

② 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が行われるまでに一定の時間を要するものなど

〔既往5か年度の検査報告（平成23年度決算検査報告から平成27年度決算検査報告まで）の掲記事項のうち、28年度中の是正改善の状況を確認したもの〕

| 検査報告 | 暦年 | | | | | | | | | | | | | | | | 財務上の是正改善効果 | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|-------|------------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 | 29年試算 | | | | | |
| 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 558 億円 | — | — | — | — |
| 20年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 614 億円 | 423 億円 | — | — | — |
| 21年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 967 億円 | 829 億円 | 411 億円 | — | — |
| 22年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 410 億円 | 170 億円 | 399 億円 | 649 億円 | — |
| 23年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 97 億円 | 282 億円 | 77 億円 | 60 億円 | 224 億円 |
| 24年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | 519 億円 | 1518 億円 | 2003 億円 | 962 億円 |
| 25年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | 91 億円 | 63 億円 | 39 億円 |
| 26年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | — | 24 億円 | 28 億円 |
| 27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | — | — | 53 億円 |
| 28年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2649 億円 | 2225 億円 | 2498 億円 | 2801 億円 | 1308 億円 |
| 検査年次 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | | | | | | | | | | | |

③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

〔5か年度の検査報告（平成24年度決算検査報告から平成28年度決算検査報告まで）の掲記事項のうち、再発防止策が機能し、その効果が継続していることを確認したもの（最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果を計上したもの）〕

| 検査報告 | 暦年 | | | | | | | | | | | | | | | | 財務上の是正改善効果 | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|-------|------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 | 29年試算 | | | | | |
| 20年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 112 億円 | — | — | — | — |
| 21年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 95 億円 | 158 億円 | — | — | — |
| 22年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 42 億円 | 65 億円 | 56 億円 | — | — |
| 23年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 13 億円 | 14 億円 | 15 億円 | 15 億円 | — |
| 24年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 億円 | 40 億円 | 26 億円 | 26 億円 | 27 億円 |
| 25年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | 7 億円 | 39 億円 | 40 億円 | 40 億円 |
| 26年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | 11 億円 | 30 億円 | 34 億円 |
| 27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | — | 8 億円 | 66 億円 |
| 28年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | — | — | — | — | 1 億円 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 269 億円 | 287 億円 | 150 億円 | 121 億円 | 169 億円 |
| 検査年次 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | | | | | | | | | | | |

①、②、③の計

| | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 3467 億円 | 4102 億円 | 2848 億円 | 3039 億円 | 1514 億円 |
|---------|---------|---------|---------|---------|

（注）端数処理の関係で、内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致しません。

4 財務上の是正改善効果と検査報告における指摘金額等の関係

検査報告等の内容は広範囲にわたっていますが、会計検査院の所見は、主に①法令、予算に違反し又は不当と認めた事項（不当事項）、②意見を表示し又は処置を要求した事項（意見表示・処置要求事項）、③会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項（処置済事項）、④特に掲記を要すると認めた事項（特記事項）、⑤国会及び内閣に対する報告（随時報告）、⑥国会からの検査要請事項に関する報告（国会要請事項の報告）、⑦特定検査対象に関する検査状況（特定検査状況）の7掲記区分で記述されています。

このうち、①から④までの掲記区分には、不適切、不合理な事態の内容等に応じて、「^(注)指摘金額」や「^(注)背景金額」が記述されています。これらの金額は不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。

一方、**財務上の是正改善効果**は、前記のとおり、「これまでの検査報告等において本院が指摘するなどした会計経理に関し、検査対象機関により1年間に行われた是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるもの」であり、不適切、不合理な会計経理の規模等を表す指摘金額や背景金額とは異なる概念です。

そして、事項によっては、改善方策の検討や法律の改正が必要となるため、是正改善効果を生じるまでに数年間の時間を要したり、再発防止策が機能し効果が継続するなどのため、是正改善効果が複数年にわたって生じたりすることから、財務上の是正改善効果の額と直近の検査報告の指摘金額とは直接連動するものではありません。

（注） 指摘金額・背景金額 **指摘金額**は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等であり、**背景金額**は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。

5 財務上の是正改善効果（29年試算）のうち1件10億円以上のものの概要

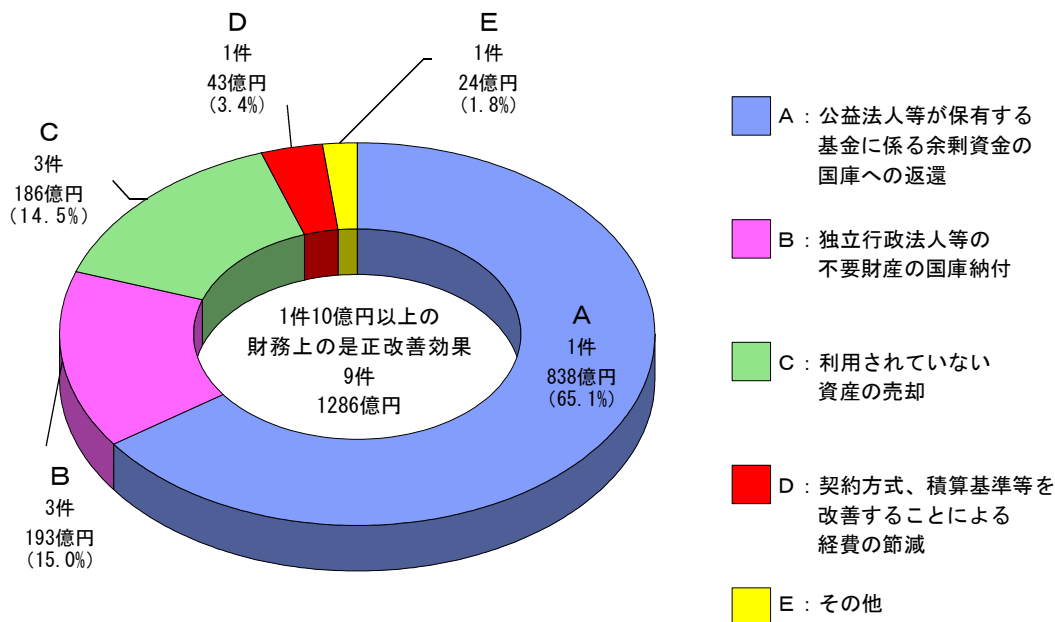
各事項名に付した「発現態様」及び「把握方法」の記号は、以下のA～E、①～③の記号と対応しています。

- 財務上の是正改善効果の発現態様について
 - A 公益法人等が保有する基金に係る余剰資金の国庫への返還
 - B 独立行政法人等の不要財産の国庫納付
 - C 利用されていない資産の売却
 - D 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
 - E その他
- 財務上の是正改善効果の把握方法（詳細はp.6参照）について
 - ① 29検査年次中に直ちに是正されるもの
 - ② 制度の改正を必要とするなど実際に是正改善が行われるまでに一定の時間を要するものなど
 - ③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

| | | 発現 態様 | 把握 方法 | ページ |
|--|---------------------|----------|----------|-----|
| (1) 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について（平成24年度決算検査報告p.921・随時報告） | 838億円（28年試算：1966億円） | A | ② | 10 |
| (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p.208・意見表示事項）（文部科学省・指摘金額 250億円） | 150億円（28年試算：12億円） | B | ② | 11 |
| (3) 売払いなどが完了していない旧政府倉庫等の処分に当たり、具体的かつ詳細な処分計画を策定するなどして、処分手続の促進を図るよう意見を表示したもの（平成24年度決算検査報告p.414・意見表示事項）（農林水産省・指摘金額 277億2157万円） | 115億円（28年試算：3億円） | C | ② | 12 |
| (4) 農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、現場条件等に応じた助成単価の設定を行うなどすることにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの（平成27年度決算検査報告p.393・処置済事項）（農林水産省・指摘金額 175億9625万円、背景金額 62億2807万円） | 43億円（28年試算：-） | D | ③ | 13 |
| (5) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p.890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円） | 43億円（28年試算：43億円） | C | ② | 14 |

- (6) 証券化支援勘定における政府出資金について、対象とするリスクに係る住宅ローン債権の残高の減少を踏まえて、政府出資金の規模を適時適切に見直すとともに、必要額を超えていると認められる額について国庫に納付することとなるよう改善させたもの（平成27年度決算検査報告p. 713・処置済事項）
（独立行政法人住宅金融支援機構・指摘金額 30億9329万円）
30億円（28年試算：-） B ② 15
- (7) 独立行政法人国立病院機構が保有している土地及び建物について、利用状況を定期的に把握するとともに、有効に利用されていないものについて、具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したもの（平成23年度決算検査報告p. 868・処置要求事項）（独立行政法人国立病院機構・指摘金額 67億2856万円）
27億円（28年試算：1億円） C ② 16
- (8) 保有している株式について、出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めて、出資金の回収について検討を行い、適切な処置を講ずるよう改善させたもの（平成25年度決算検査報告p. 837・処置済事項）
（独立行政法人農畜産業振興機構・指摘金額 9億円）
24億円（28年試算：-） E ② 17
- (9) 日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの（平成26年度決算検査報告p. 299及び678・意見表示事項）（厚生労働省及び日本年金機構・指摘金額 15億0154万円）
12億円（28年試算：-） B ② 18

(参考図) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果(29年試算)の発現態様別構成比



注(1) 端数処理の関係で、発現態様別内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致せず、各割合を合計しても100%にはなりません。

注(2) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果1286億円は、29年試算の財務上の是正改善効果1514億円の84.9%を占めています。

(1) 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について（平成24年度決算検査報告p. 921・随時報告）

検査報告の要旨（本院の所見等）

国は、法人等に国庫補助金等を交付して基金を設置造成させ、単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせている。

所管府省及び基金法人は、基金規模の見直しをするなどして、不要となった国庫補助金等により設置造成された基金の全額又は一部を国庫へ返納させたり、基金事業の内容等の変更を行ったりなどしているが、基金の見直しを適時適切に実施していれば返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができた事態や使用見込みのない額が基金法人に滞留しているなどの国庫への返納等を検討すべき事態等が見受けられた。

したがって、所管府省及び基金法人は、基金の設置造成に当たっては、基金廃止時に多額の国庫返納が生ずることのないように、設置造成時に基金事業に必要となる額を精査するとともに、基金の執行途中であっても、適時適切に見直しを行い、基金規模を適切にするなどして、基金が適切かつ有効に執行されるよう努める必要がある。

当局の是正改善

所管府省及び基金法人は、59基金法人に設置造成されている121基金について、基金の見直しを行った。

これにより、所管府省は、平成28年度中に、13基金法人に設置造成されている26基金から計838億円（28年試算：1966億円）を国庫に返納させた。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p. 208・意見表示事項）（文部科学省・指摘金額 250億円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

文部科学省は、平成2年度に独立行政法人日本スポーツ振興センターに250億円を出資し、センターは、これに民間からの出えん金を加えて運用型の基金としてスポーツ振興基金（以下「振興基金」という。）を設置して、その運用益等を財源としたスポーツ振興基金助成（以下「基金助成」という。）、スポーツ振興投票の収益を財源としたスポーツ振興くじ助成等の助成業務を行っている。しかし、振興基金の運用益は当初に比べて大きく減少し、これに伴い基金助成の助成額も減少しているのに対して、スポーツ振興くじ助成の助成額が増加するなどして、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性が乏しい状況となっているのに、振興基金に多額の資金が保有されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、振興基金の現状を踏まえて、そのスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものとするために、振興基金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興基金については、センターから国に返還させるなどして、財政資金の有効活用を図る必要がある。

当局の是正改善

文部科学省は、振興基金のうち政府出資金250億円について、スポーツの振興を図る事業をより効果的に実施していくために、27年度から32年度までの間に段階的に国庫に返納させることとして、27年9月に、センターにその手続に着手させるための通知を発するなど、財政資金の有効活用を図るための処置を講じた。

これにより、文部科学省は、28年度の措置として、29年3月に150億円（28年試算：12億円）を国庫に返納させた。

(3) 売払いなどが完了していない旧政府倉庫等の処分に当たり、具体的かつ詳細な処分計画を策定するなどして、処分手続の促進を図るよう意見を表示したもの（平成24年度決算検査報告p.414・意見表示事項）（農林水産省・指摘金額 277億2157万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省は、平成22年10月までに用途廃止された旧政府倉庫等の処分について、地方公共団体に対する購入等の意思の確認（以下「公的要望の確認」という。）等を地方農政局長に行わせることとしている。しかし、地方農政局において公的要望の確認等に長期間を要していたり、処分に向けての計画の策定や処分手続を適時適切に行っていなかったり、農林水産本省において統一的な進行管理等を適切に行っていなかったりなどして、倉庫業務を終了してから長期間処分が完了していなかったり、処分手続が順調に進捗していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、地方農政局において旧政府倉庫等の処分に向けた具体的かつ詳細な計画を策定し、これに基づき農林水産本省において統一的な進行管理や地方農政局に対する指導等を行ったり、地方農政局において建物等の取壊し等を計画的、効率的に行ったり、公的要望の確認や地方公共団体等との売払いなどに向けた協議等に具体的な期限を設定したりなどする必要がある。

当局の是正改善

各地方農政局において、旧政府倉庫等の処分に当たって必要となる建物等の取壊し等について、農林水産本省と協議しつつ11倉庫等に関して検討を行い、売却等を行うこととする計画を策定するなどの処置を講じた。

これにより、農林水産省は、28年度中に、酒田旧政府倉庫の大部分、立川、茨木、岡山、門司各旧政府倉庫及び旧横浜サイロの倉庫等処分手続を完了し、また、松江旧政府倉庫の使用を許可し、計115億円（28年試算：3億円）の売却等収入を得た。

- (4) 農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、現場条件等に応じた助成単価の設定を行うなどすることにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの（平成27年度決算検査報告p. 393・処置済事項）（農林水産省・指摘金額 175億9625万円、背景金額 62億2807万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省は、農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、実際の作業内容等が現場条件等により助成単価を設定した際の想定と異なっていて、より経済的に作業を実施できる場合があるのに、一律の助成単価で事業を実施していた。

したがって、上記の事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

農林水産省は、平成28年10月に、要綱等の改正を行うなどして、請負施工については実事業費に定められた補助率を乗じた額を助成する定率助成で行うこととするなどの処置を講じた。

これにより、請負施工における事業の適性化が図られた結果、国庫補助金額が1か年当たり43億円（28年試算:-）減少する是正改善効果が生じたと推計される。

- (5) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p. 890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

独立行政法人都市再生機構は、ニュータウン整備事業を実施しており、平成25年度までに工事を完了し、30年度までに土地の供給・処分完了に向けた取組を推進することとされている。しかし、造成工事に着手できない地区があり25年度までに工事を完了できないおそれがあったり、長期未処分地があり事業効果が発現していなかったり、仕掛不動産勘定等に係る土地の時価が地区によっては簿価を下回っている可能性があったり、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金の解消方策を明確にしていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、工事完了までの工程を明確に定めて区域の縮小等について関係機関等との協議等を十分に行ったり、長期未処分地の需要を喚起するための方策等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得るよう努めたり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったり、繰越欠損金の解消方策を検討したりする要がある。

当局の是正改善

機構は、本院指摘の趣旨に沿い、長期未処分地について、24年11月に通知を発し、需要を喚起するための各種方策を実施したり、より需要が見込まれる土地利用種別への変更等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得られるよう当該地方公共団体等と協議したり、個別の要因を把握できる土地については、その要因により時価を補正して土地の時価を算定する際の精度の向上を図ったり、様々なリスクを勘案して繰越欠損金の解消方策を検討するなどの処置を講じた。

これにより、機構は、28年度中において、長期未処分地であった7地区8画地を処分し、計43億円（28年試算：43億円）の譲渡収入を得た。

- (6) 証券化支援勘定における政府出資金について、対象とするリスクに係る住宅ローン債権の残高の減少を踏まえて、政府出資金の規模を適時適切に見直すとともに、必要額を超えていると認められる額について国庫に納付することとなるよう改善させたもの（平成27年度決算検査報告p. 713・処置済事項）（独立行政法人住宅金融支援機構・指摘金額 30億9329万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

独立行政法人住宅金融支援機構は、証券化支援事業における超過担保ローン債権等に係る市場金利の変動等による期間損益の悪化のリスクに備えるために国から交付されている政府出資金について、規模の見直しを速やかに行うことなどについての理解が十分でなかったことから、超過担保ローン債権等の残高の減少に伴うリスクの大きさの縮小を踏まえた政府出資金の規模の見直しを行っておらず、必要とは認められない多額の政府出資金に係る資産を保有していた。

したがって、上記の事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

機構は、今後対象債権の残高が減少することに伴う政府出資金の規模の見直しを毎年度行うことを平成28年9月に決定するとともに、27年度末時点における政府出資金に係る不要財産に該当する額を30億円と認定し、28年9月に、国土交通大臣及び財務大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出する処置を講じた。

これにより、機構は、29年3月に30億円（28年試算:-）を国庫に納付した。

- (7) 独立行政法人国立病院機構が保有している土地及び建物について、利用状況を定期的に把握するとともに、有効に利用されていないものについて、具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したもの（平成23年度決算検査報告p.868・処置要求事項）（独立行政法人国立病院機構・指摘金額 67億2856万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

独立行政法人国立病院機構は、病院運営を確実に実施するために必要な資産であるとして国から土地及び建物を承継している。しかし、37機構病院において、土地及び建物が具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま平成23年度末現在で3年以上にわたり有効に利用されていない事態が見受けられた。

したがって、機構本部において、有効に利用されていない土地及び建物の処分又は利用を図るために、各機構病院の土地及び建物の利用状況を定期的に把握する体制を整備するとともに、37機構病院に対して、有効に利用されていない土地及び建物について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には、具体的な売却等の処分計画を策定させ、必要があると認められる場合には、具体的な施設整備等の利用計画を策定させるなどする必要がある。

当局の是正改善

機構本部は、各機構病院に対して24年10月及び12月に通知を発して、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要と認められない土地及び建物については具体的な処分計画を策定するよう周知徹底を図るなどの処置を講じた。

これにより、機構は、28年度中に、6機構病院が保有していた土地及び建物を計27億円（全額自主調査分。28年試算：1億円（全額自主調査分））で売却した。

- (8) 保有している株式について、出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めて、出資金の回収について検討を行い、適切な処置を講ずるよう改善させたもの（平成25年度決算検査報告p. 837・処置済事項）（独立行政法人農畜産業振興機構・指摘金額 9億円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

独立行政法人農畜産業振興機構は、保有している株式について、出資金の回収が可能な場合に回収するかどうかを判断する具体的な判断基準について定めることにより出資金の回収を適切に行い、資金の効率的な活用を図ることについての重要性に対する理解が十分でなかったことなどから、よつ葉乳業株式会社に対する出資金の回収について検討を行うなどしていなかった。

したがって、上記の事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

機構は、平成26年8月に業務方法書に定める出資金の全部又は一部を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めた規程を制定するなどして、出資金の回収が適切に行われるようにするとともに、よつ葉乳業への出資金について、上記の判断基準に基づき検討を行い、その出資金の回収に向け、よつ葉乳業との協議を開始することとし、また、非上場株式の評価額等について検討を行うなどの具体的な手続を開始する処置を講じた。

これにより、機構は、一般競争入札により選定した株式評価業者の評価に基づき、よつ葉乳業と協議した結果、29年3月に、24億円（28年試算:-）でよつ葉乳業に株式譲渡を行い出資金を回収した。

- (9) 日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの（平成26年度決算検査報告p. 299及び678・意見表示事項）（厚生労働省及び日本年金機構・指摘金額 15億0154万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

日本年金機構は、平成22年1月の設立に際して、年金特別会計で保有していた固定資産を承継しており、その資産は国から出資されたものとされている。しかし、機構において、長期間入居者のいない宿舍を保有し続けているなどの事態や、厚生労働省において、機構の土地及び建物が不要となった場合に、これを国庫に納付することができるような制度を整備しておらず、土地の一部を売却して得た資金が機構内部に留保されたままとなっている事態が見受けられた。

したがって、機構において、保有する合理的理由が認められないと判断した土地及び建物については、機構内部に留保されている資金と合わせて国庫に納付することができるよう備えるなどするとともに、厚生労働省において、機構が保有する合理的理由が認められない資産について、これを国庫に納付させるよう適切な制度を整備する要がある。

当局の是正改善

機構は、保有する合理的理由が認められないと判断した宿舍等を国庫へ納付する方針を固め、機構内に留保している資金と合わせて、国庫に納付することができるよう備えるなどの処置を講じた。また、厚生労働省は、機構が保有する合理的理由が認められない資産を国庫に納付させることができるよう、28年3月に「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」を作成する処置を講じた。そして、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第114号）は、28年12月26日に公布されて、不要資産の国庫納付に係る当該改正部分については、翌27日に施行された。

これにより、機構は、29年1月に、保有する合理的理由が認められない土地及び建物（国有財産台帳に登載された価格：10億円）（28年試算：-）を現物により国庫に納付するとともに、土地を売却して得た資金1億円（28年試算：-）を国庫に納付した。

6 財務上の是正改善効果（29年試算）のうち1件10億円未満のもの概要

(1) 財務上の是正改善効果の件数、金額の合計

| | 10億円未満 | | (参考)10億円以上 | |
|----|--------|--------|------------|--------|
| | 件数(件) | 金額(億円) | 件数(件) | 金額(億円) |
| 合計 | 514 | 228 | 9 | 1286 |

(注) 端数処理の関係で、下記の内訳別の表の金額を集計しても合計の金額とは一致しません。

(2) 把握方法別内訳

| | 10億円未満 | | (参考)10億円以上 | |
|--|--------|--------|------------|--------|
| | 件数(件) | 金額(億円) | 件数(件) | 金額(億円) |
| ①29検査年次中に直ちに是正されるもの | 63 | 36 | — | — |
| ②制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が行われるまでに一定の時間を要するものなど | 296 | 65 | 8 | 1242 |
| ③改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの | 163 | 125 | 1 | 43 |

(注) 一つの掲記事項について2種類の把握方法に係る効果を計上しているものがあるため、把握方法ごとの件数を集計しても(1)の件数とは一致しません。

(3) 掲記区分別内訳

| | 10億円未満 | | (参考)10億円以上 | |
|-------------|--------|--------|------------|--------|
| | 件数(件) | 金額(億円) | 件数(件) | 金額(億円) |
| 不 当 事 項 | 324 | 67 | — | — |
| 意見表示・処置要求事項 | 75 | 90 | 5 | 349 |
| 処 置 済 事 項 | 115 | 69 | 3 | 99 |
| 特 記 事 項 | — | — | — | — |
| 随 時 報 告 | — | — | 1 | 838 |
| 国会要請事項の報告 | — | — | — | — |
| 特 定 検 査 状 況 | — | — | — | — |

(4) 掲記年度別内訳

| | 10億円未満 | | (参考)10億円以上 | |
|--------------|--------|--------|------------|--------|
| | 件数(件) | 金額(億円) | 件数(件) | 金額(億円) |
| 平成23年度決算検査報告 | 6 | 2 | 3 | 221 |
| 平成24年度決算検査報告 | 48 | 35 | 2 | 953 |
| 平成25年度決算検査報告 | 66 | 55 | 1 | 24 |
| 平成26年度決算検査報告 | 155 | 50 | 1 | 12 |
| 平成27年度決算検査報告 | 169 | 44 | 2 | 74 |
| 平成28年度決算検査報告 | 70 | 38 | — | — |

7 よくある御質問

(財務上の是正改善効果と指摘金額等の関係)

【Q1】財務上の是正改善効果と直近の検査報告の指摘金額、背景金額はどのような関係にあるのですか。

【A1】

財務上の是正改善効果と直近の検査報告の指摘金額・背景金額とは異なる概念であり、直接連動するものでもありません。

検査報告の指摘金額・背景金額^(注)は、不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。

一方、財務上の是正改善効果は、検査報告掲記事項等のうち、国等の検査対象機関に一定の期間中に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善について、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、その規模、程度を金額で表示しているもので、会計検査活動がもたらした効果の一つを表すものといえます。

また、財務上の是正改善効果と直近の検査報告の指摘金額・背景金額とが直接連動しないのは、検査報告掲記事項によっては、改善方策の検討や法律の改正が必要となり、是正改善効果を生じるまでに数年間の時間を要したり、再発防止策が機能し効果が継続するなどして、是正改善効果が複数年にわたって生じたりすることによるものです。

(注) 指摘金額・背景金額 **指摘金額**は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等であり、**背景金額**は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。

(検査報告等と是正改善の因果関係)

【Q2】財務上の是正改善効果が得られたのは、全て会計検査院の会計検査活動の結果であるといえるのですか。

【A2】

「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」は、専ら本院の会計検査活動によってもたらされたものばかりではなく、本院の会計検査活動、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等が相まってもたらされたものも含まれています。

検査報告等に関する財務上の是正改善効果を把握している検査報告掲記事項には、本院の会計検査によりはじめて不適切な事態が明らかとなりその是正が図られたものや、本院の是正や改善の要求に基づき、また、本院が事業効果・事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に検査報告に掲記したことに対応して、検査対象機関において是正改善が行われたものがあります。

さらに、「検査報告の国会への提出前に随時に国会及び内閣に報告したもの」、「国会からの検査要請を受けその検査結果を報告したもの」、「国民の関心が高い問題で特にその検査の状況を明らかにする必要があると認めて検査報告に掲記したもの」については改善を図る必要のある事態等について本院の所見を示しており、これらについて、国会で議論されたり、検査対象機関が是正改善策を検討したりなどして、その結果、所要の措置が執られ事態の改善が図られてきているものもあります。

(検査報告等に関する財務上の是正改善効果の対象としない効果)

【Q3】会計検査活動により得られる効果の中には、財務上の是正改善効果の対象としていないものもあるのですか。

【A3】

会計検査活動により得られる効果には様々なものがありますが、試算の対象としているのはその一部です。

会計検査活動による直接的な効果であっても財務上の是正改善効果の対象としていないものには以下のものがあります。

(1) 直接財務面での便益にはつながらない効果

- ア 利用が低調な施設や制度の利用率の向上等事業効果の発現の改善
- イ 工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正
- ウ 会計法令違反や特別会計財務書類等に係る表示の誤り等の是正

(2) 金額で表示することが困難である効果

- ア 会計事務に係る是正改善が行われたことによる事務の適正化、効率化や透明性の向上
- イ 内部統制が十分機能するための体制の整備

(3) 検査の結果が、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されると推定できるものの、その執行が確認できない効果

また、会計検査活動による間接的な効果としては、以下のようなものがありますが、いずれも財務上の是正改善効果の対象としていません。

(4) 波及効果（各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正するなどの効果）

(5) 牽制効果（会計実地検査等そのものが検査対象機関にとって相当な牽制となり違法不当な会計経理が未然に防止される効果）

このように本院の会計検査活動は、財務上の是正改善効果として把握したものの以外にも、種々の是正改善や会計規律の維持・向上に役立っています。

(海外の会計検査院における効果の把握状況)

【Q4】海外の会計検査院でも検査の効果を把握しているのですか。

【A4】

米国会計検査院（Government Accountability Office, GAO）及び英国会計検査院（National Audit Office, NAO）では、検査の効果を把握する取組を行っており、いずれも会計検査活動による指摘や勧告等と検査対象機関等で執られた是正、改善の措置との間に因果関係が認められる場合に、検査の効果としています。

一方、検査の効果として金額で把握できる効果を公表していない国もあります。

このような違いは、検査の効果に対する各国の考え方が異なることによるものと考えられます。

米国会計検査院では、会計検査活動による指摘や勧告等に対する検査対象機関等の措置の状況をフォローアップするなどして、改善の措置が執られて効果が得られることとなった場合には、その規模を金額で把握しており、財務便益（Financial Benefit）として毎年度の年次報告書（Performance and Accountability Report）に記載しています。

指摘や勧告等がもたらす効果については、米国会計検査院では検査対象機関の措置が執られた段階で将来にわたり発生する財務便益も含めた複数年（最大5か年）分を一括して計上しています。

英国会計検査院では、会計検査活動による指摘や勧告等に対する検査対象機関等の措置の状況をフォローアップするなどして、改善の措置が執られて効果が得られることとなった場合には、その規模を金額で把握しており、財務効果（Financial Impact）として年次報告書（Annual Report and Accounts）に記載しています。

指摘や勧告等がもたらす効果については、英国会計検査院では一つの報告書に関して繰り返し生じる効果がある場合に、適当な期間にわたり毎年効果を計上するなど、複数年間にわたり財務効果を計上しています。

また、英国会計検査院では、財務効果の算定に当たり、会計検査院と検査対象機関の効果に対する寄与度を勘案して効果の金額に寄与率を乗じることにより財務効果を算定しています。

(再発防止が図られた場合の是正改善の考え方)

【Q5】再発防止が図られた場合の財務上の是正改善効果は、どのように捉えるのですか。

【A5】

本院では、再発防止が図られた場合には、仮に本院の指摘がなければその後も同様の事態が同程度生じていたであろうとの前提に立って、これを未然に防止したことをもって、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認の上、最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果（再発防止効果）を計上することとしています。

再発防止効果は、不適切、不合理な会計経理の発生原因となった会計経理処理や業務遂行等に係る制度や仕組み上の問題点を改善させた結果、改善させた制度や仕組みによってその後の不適切、不合理な会計経理の再発防止が図られるものです。

こうした再発防止効果は、一般に、一定期間継続すると考えられますが、制度や仕組みは、社会経済情勢や行政に対するニーズの変化に応じて、また、検査対象機関による定期的な見直しにより変化していくものであることから、再発防止の前提となる状況が変化せず財務上の是正改善効果を計上できる期間には一定の限度があると考えられます。

そこで、本院では、行政機関等における様々な基準等が5年程度で改正等されていることなどを勘案して、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認の上、最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果を計上することとしています。

(本年の試算の特徴)

【Q6】29年試算の主な特徴は何ですか。

【A6】

29年試算の主な特徴は、公益法人等が保有する基金に係る余剰資金を国庫に返還させたり、独立行政法人等の不要財産を国庫納付させたり、利用されていない資産の売却を行ったりしたことによる是正改善効果が全体の大部分を占めていることです。

そして、財務上の是正改善効果が10億円以上のものは9件となっており、次のような掲記事項等からの効果が多くなっています。

① 公益法人等が保有する基金に係る余剰資金を国庫へ返還させたもの (p. 8「財務上の是正改善効果の発現態様」のA)

1件 838億円

1件10億円以上の

各事項に付した番号：(1)p. 10

② 独立行政法人等の不要財産を国庫納付させたもの (p. 8「財務上の是正改善効果の発現態様」のB)

3件 計193億円

1件10億円以上の

各事項に付した番号：(2)p. 11、(6)p. 15、(9)p. 18

③ 利用されていない資産の売却を行ったもの (p. 8「財務上の是正改善効果の発現態様」のC)

3件 計186億円

1件10億円以上の

各事項に付した番号：(3)p. 12、(5)p. 14、(7)p. 16

これら①から③までの合計は1218億円に上り、29年試算の財務上の是正改善効果1514億円のうち80.4%を占めています。

(財務上の是正改善効果の状況)

【Q7】是正改善効果の試算はいつから行っているのですか。

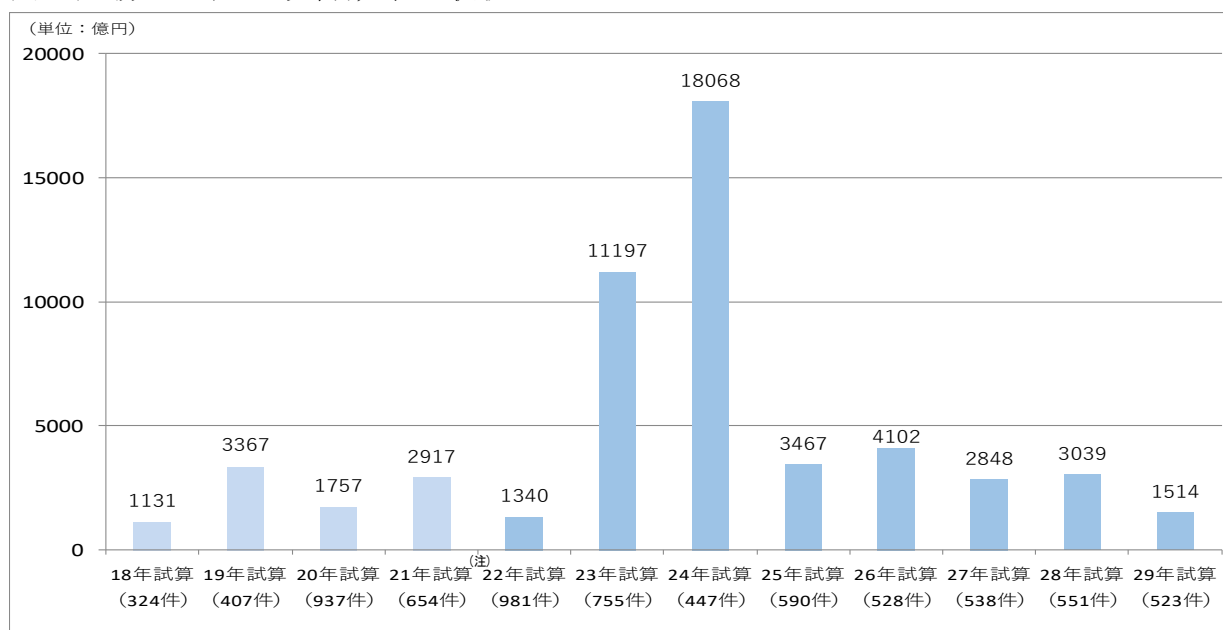
また、これまでの是正改善効果はどのくらいあるのですか。

【A7】

本院は、19年に18年試算を公表して以降、毎年、是正改善効果を試算してきており、本年で12回目の試算となります。これまでの是正改善効果は図のとおりとなっています。

18年試算以降の是正改善効果の累計は5兆4752億円となります。

図 財務上の是正改善効果の状況



(注) 22年試算から金額の把握時期等の一部を変更したため、21年試算までと単純な比較はできません。

なお、24年試算及び23年試算は、他の年の試算に比べ金額が突出していますが、これは、24年試算には「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの」(是正改善効果1兆2000億円)等、1件で是正改善効果が1000億円以上の事項が2件、計1兆3769億円含まれており、また、23年試算には1件で是正改善効果が1000億円以上の事項が4件、計8906億円含まれていることなどによります。